



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等

出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、入国後の自宅待機・公共交通機関不使用要請等の防疫措置の詳細は厚生労働省のホームページを参照。

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に162の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否

（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」については、オミクロン株の発生を受け、厳格化して運用していくこととしており、入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による再入国

なお、上陸の申請日前14日以内にアンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク又はレトに滞在歴のある者は、当分の間、原則として再入国を拒否

②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者（「公用」については、必要性・緊急性が高いもの）

④入国目的に高い公益性が認められる者（特に必要性・緊急性が高いもの）

※例えば、ワクチン開発の技術者 等

⑤その他人道上、真に配慮の必要性がある場合

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 外国人の新規入国制限の見直し

※令和3年11月30日以降、同年12月31日までの間、水際対策強化に係る新たな措置(19)に基づく新規入国は停止

→ 制度の概要については、[厚生労働省ホームページ\(水際対策強化に係る新たな措置\(19\)について\)](#)を参照